平成21年

第2回市議会定例会 議案第25号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

平成21年7月2日提出

函館市長 西 尾 正 節

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号) の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 16 平成21年8月1日において市長および副市長(港湾空港部に関する事務を担任する副市長に限る。以下同じ。)の職にある者に対して同年8月分として支給する給料の月額は,第2条第1項および附則第11項の規定にかかわらず,同条第1項の規定による額に,市長にあつては100分の60を,副市長にあつては100分の70を乗じて得た額とする。
- 17 前項に規定する者が平成21年8月1日から同月31日までの間に 退職した場合において,第4条第1項の規定によりその者に支給する 退職手当について同条第2項に規定する退職の日における給料月額を 算定するときは,附則第11項,附則第14項および前項の規定は, 適用しない。

附則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

## (提案理由)

市長および港湾空港部に関する事務を担任する副市長の平成21年8 月分の給料月額を減額するため